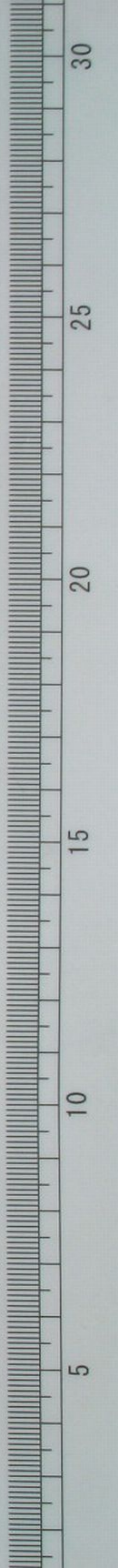


春堂獨語

卷二

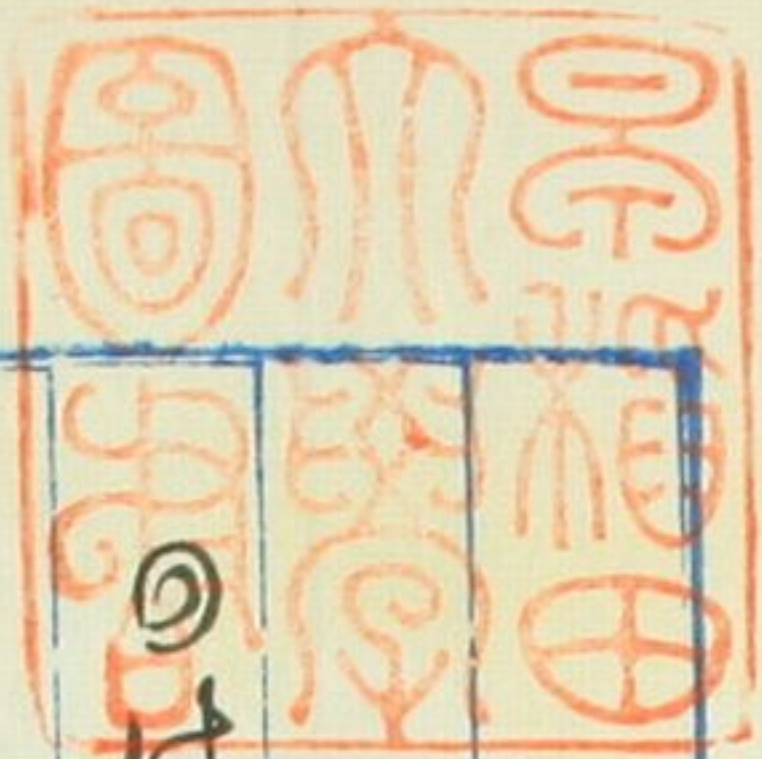
特別
14
1919
102

19



門 14
號 1919
卷 19

門 15
號 1380
卷 19



◎はきよせ

○陸軍の慘況書件

このごろの國難を天下二つしうるに、凍死書件といふ捕虜校の家書抄本書件といふ即ちこれにさう、せる陸軍一の問題は、丁馬井州の北端より起る(青森の凍死書件)丁馬西端(廣島の捕虜書件)起りたるゆゑあるが、一は捕虜のたゞ終心點徳をまゝに離れて居るとして點徳一は張

昭和十六年十一月五日寄
市島謙吉氏贈

リ記の又記心も極端にあらざるの事ぬじやあつて、さう
しこの内裏を柱の軍と戴てその武の内裏
ひあつてはあぬれ、何んかしろ外國を對して
それ南島のあつて、いづら軍人と死ぬる高
貴とさふも天候と戦つて絶つて死ぬるもさうま
い、初唐に百人を死ぬる臨るの死ゆ及のを能
く物と云ふに、さう得るに、さうあつてはさう
の死るに、さうあつては、さうあつては、さうあつては、
七海にさうあつて、さうあつては、さうあつては、
さうあつては、さうあつては、さうあつては、さうあつては、

の事記すに、さうあつては、さうあつては、
あつては、さうあつては、さうあつては、さうあつては、
聯合軍の北軍のあつては、さうあつては、
先づ入るは、さうあつては、さうあつては、
さうあつては、さうあつては、さうあつては、
軍のさうあつては、さうあつては、さうあつては、
さうあつては、さうあつては、さうあつては、
を指奪して、さうあつては、さうあつては、
七、さうあつては、さうあつては、さうあつては、
三子、さうあつては、さうあつては、さうあつては、

あるとる角敷しに結ぶあると二割の分の修心と
し衆議院を過さしに、故に子息の世を承け
ていふ角敷敷らるるを承継のふいあるは、何れと
にこのあるを承継するを承継する事と及ぶと二種
の運物あるあるのむらある及ぶのしものと輸入高
くは校をかきし替舞のしものと其の終るふい
あると、ツマリ自説と相けても相けていふも校り
あるふいあると、ある角敷敷らるるは、これより
高くとるふいあると、因るふいある及ぶ者も輸入
高くとるふいあると、あるふいあると及ぶあると

そのと京都の染物商の、染料として多くの
染料を要するといふと、その事ヤ

○骨牌税

そのと京都の染物商の、提出するに滑物あるあるの
ひある、骨牌を弄するといふと、あるといふと
常福氏が存おの時代に出たのもめといふといふと
得る、或る人といふ、純の言を能く、西郷
侯の内おるといふとき十八年の未満の女子
の姉妹たるを弄した、常福氏が起るあるといふ
を弄さんと、そのと先角として、課税の法

ハドウすまの、~~ハ~~ん製れし〜物さ(さ)えり得候
すまの自脱候の道に條をぬる法さ〜ん何ん
さみん、不滑る博考さの徒ハ大持花札を
二三七せくは三葉さふらさ〜ん、これを思ひ集め
て更に出す商人か、さか、若し左衛門就て候の
も條をぬるとすん、此條の鑑おぬる〜
〜く或さたる骨牌〜を更と脱候品と別也
〜こととあ〜又新牌をさる〜と云い脱れ
〜ことある可ぬ也

○骨牌の行を記

今も路傍候ふさ(一)候〜一切候い、就中
骨牌を弄するも大の好い、さ〜
不滑る骨牌〜其さ〜門的の條さ〜
〜、其さ〜骨牌の流さ〜
〜のさ〜左のわ〜

関西の方さ〜
傍心花札が流さ〜のび〜、そのも昔を四
〜れの花も引さ〜、此花札の條いと
いと大きいと〜いと桐子花札の條いと
〜の〜と〜の〜あ〜各々〜

依て供ひ別れを所需をて其の注文の紙を
ハ、ア是之何國の供ひの紙ナと云ふ事ハ、ある程
ハ、ソウガ、漢西の事ナリ也。程冊と十點の動カ
を五五の供ひの紙ナリ也。此年の携り流のラシ
ヤメシ花と云ふの、流行して漢西のハ十八の紙
へるの、色紙の事ナリ也。此の紙も程ナリ、少くも
此ソウガ、黒い色の、茶色の、赤色の、二組一紙
ニ依つて、用ひて、用ひて、用ひて、用ひて、用ひて、
子の工夫ナリ也。

○壯士役者

壯士役者を、その年の、その年の、その年の、その年の、その年の、
その年の、その年の、その年の、その年の、その年の、その年の、
行くと、海を、行くと、行くと、行くと、行くと、行くと、
徳は、壯士役者の、徳は、徳は、徳は、徳は、徳は、徳は、
全國の、何一を、何一を、何一を、何一を、何一を、何一を、
の、國体の、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、
ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、
と、依つて、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、
ハ、五千七百人、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、
ハ、思ハ、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、ある、

○梨果

梨果のそのそのおきおき伝國のあつては、この
 とが出来る、このころは、高きまを、
 考へて、結果が、はるかに、出て、
 の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
 ぬめり、伝國の、あつて、

○梨果に関する調査

當港より輸出する特産物なる梨果に就き當
 商業會議所に於て調査せられたる梨樹の栽
 培其他に關する取調は左の如し
 一沿革 栽培の沿革 附當港梨島の由来
 梨果は和名「ナシ」一名「アリノミ」と稱す
 上古は詳かならざれども中世以前は遠即ち
 天明(天明元年は今を距る百二十二年)前
 寛政の交連年洪水ありて凶作打續き爲め
 に救恤に充つべき糧食にも乏しきを告
 げたるに依り各藩に於ては地方に栽培す
 べきものを制限して穀類を主とし梨果を
 抑止する事としたり(某藩は宅地に梅
 柿栗の三種に限り栽うる事を許したるも
 ありき)其後又々天保年間飢饉となり
 穀類栽培の奨励更に一層甚だしくなりた
 るため梨林(當時は梨園とは謂はず)も亦
 益々衰退して殆んど跡を絶たんとするに
 至りたるに反し北海道(當時松前と稱す)
 開拓が彼の地に人々を誘致し従て
 梨果の需用も日を逐ふて多きを加ふるに

至たり而も之れに向て供給すべき者絶無
 なる有様なるより有志の者之を憂ひ自然
 生の者の維木中に在しを密かに移植して
 核木を試みたる事ありたるを傳聞して各
 藩とも復た梨林の再興を誘導し嘉永・安
 政の頃に至りては到る處梨林の設けあら
 ざるは無き盛況を呈せり降て明治元年大
 洪水あり夏水の湛滞數ヶ月に亘り枯損木
 の生ずるもの多かりしために一時衰頽の
 色を現はし明治十四年又々夏水湛滞の害
 に遇ひ樹根腐蝕して枯損したるもの少か
 らず其枯損に至らざるもの種々の病毒
 に感染して到底回復の途を要むるに由な
 き爲め率ね伐採して改園の策を執り延て
 今日に至る也
 蓋し改園は夏水の湛滞が重なる原因
 なりと云ふと雖も人工果園に世紀命數の
 ある一事も亦た其一因由となりたるもの
 なるべし(人工果園の世紀命數は短きは
 十八九年長きは二十三年の間にあるが
 如し)

(附記)當港梨子の由来
 當港現今の下大川前通一の丁より七の丁
 に至る磯町通一の丁より六の丁に至
 る間月町、花町、雪町及び新通一の丁
 より五の丁に至る一圓を稱して梨島と呼
 びたるは當港の昔く知る處なるが其山
 來を詳ぬるに今を距る八十三年前即ち交
 政三年の交にありき其前より信濃川の
 勢變轉して泥砂の沈澱月に加はり水濁の
 停滯年々多きを見るに從ひ現今の上大川
 前を境として東方一帶附洲となり茲に
 二箇の島嶼を現出せり其大なるものを註
 府と呼び小なるものを捧島と稱し共に町
 の共有物に屬しありしを當農家に於て
 梨園を栽培し之を北海道に輸出して利潤
 を得つゝあるを聞き且つは該島の川原地
 にして梨樹植附に適するを知り時の人
 筒幸八、甲川仁四郎、三澤惣藏、伊藤吉
 太郎、西山善兵衛、岩瀬藤八等數名の
 の年度に多少の運送あれ何れも町奉行に
 請ふて梨樹栽培の許可を得樹苗を購ふて

各植附るに至り、是れ該島に梨園を設けたる諸種とす之れより稱して梨島と呼べり其梨實の種類は「ユキトウシ」「マルハコ」白龍、鐘(約四十五年前に稱したる者)及び日の下、赤龍、三吉(其後稱美せられたる者)等にして其收穫物は函館、福山等に輸出し來りしを爾後北海道各地方の開拓せられ人口の漸次繁盛して其需用高も著しく増加したるに伴れ前記の人々は勿論其他のものも雖も梨果の利益あるを著り益々之れが栽培に盡力したる結果遂に全島舉げて梨林と化し其反別十一町四反七畝餘歩の廣きに亘るに到り、而して該島は前記の如く町の共有物なるが故に梨樹栽培者は町奉行所に對して利益金の幾分を納税しつゝあり之を野家上納と稱したりとなん、斯くして年を閱する幾十港民漸やくにして増加すると共に居住地に放隘を告ぐるのみならず尙は將來繁榮の街となるべきを豫想し池仁平、伊藤新吉、伊藤清吉、濱田金三郎

里川茶松、岩瀬藤八等數名相謀り人家を建設せんと目的を以て該島に對する御高入願現今の空地(下願と同一)を町奉行所に差出し之が許可を得たるは明治四年にてありき而して該島の個人の所有に歸したる以來は競ふて梨樹を伐採して宅地となすに至り遂に復て梨果の架上に懸るを見る能はず延て今日に迫るたり

二、生産地(反別、産額、價格、從業者等)自然生の雜木中に在るもの懸下たる處に之れあるべしと雖も現今生産地として梨林の設けあるは中、西、南、北の四浦原郡及び刈羽郡と爲す、就中果實豐肥旨味甘美にして收穫の多なるは北浦原郡を最とし南浦原郡、中浦原郡等之に亞ぐ、其三十三年中に於ける反別、産額等を詳記することの如し

反別	産額
三百三十九町四反歩	六百六十五萬八千九百廿五貫目
二百二十五町七反歩	二百四十四萬六千四百四十六圓
從業者	八百五十七人
但從業者一人に付き栽培反別平均四反歩	

尚ほ之が各郡別を掲ぐれば左の如し

郡別	栽培反別	産額	價格
北浦	百二十町歩	五六、五三	七九、八五、〇〇〇
南浦	九十五町歩	四四、三二	六三、一七、六〇〇
中浦	八十六町七反歩	四三、七二	五七、六六、九〇〇
西浦	三十四町七反歩	二〇、七元	一六、四八、九〇〇
刈羽	十三町歩	三、五二	八、六六、七〇〇

三、種類 (海外輸出に適するものは其旨附記を要す)

種類は時勢の推移と共に其流行亦た一定せざるのみならず名稱のみを異にして其實同種のものもあるなるべし、左に現今に至るまで變遷したる種類(名稱)を掲げて古人の嗜好したる迹を示さん、但各其年度を明記することとなせり、臆氣ながら古へを遡るの榮となすに足るべし

第一時代	金吾面	鑿	隨	軒
第二時代	玉子	山丸	龍	白龍
第三時代	金市	最上	玉	翠三吉
第四時代	美濃	金若	叩	日の出
第五時代	淡雪	赤類	花魁	

第六時代 大殺し 養老 雪通し
第七時代 奥六 青龍 細口
第八時代 眞崎 泰平 奥赤龍
第九時代 瓶子 土佐城 眞珠
第十時代 赤龍 金龍 奥三吉

而して海外へ輸出するものは貯藏耐久するものにあらずれば能はざるものにして之に適するものは左の六七種なりとござん敷

一青龍 現今各地の産額僅少なり
二奥三吉 現今各地の産額多なり
三赤龍 年内の輸出に適すれども不熱にあらざれば能はず
四大金龍
五大古河
六土佐城
七奥六

○梨果に関する調査 (承前)
一培養の状況 (植附の状況) 肥料の種類及施肥季節、剪枝法及季節、袋植法、生産費等)
(イ) 植附の状況
梨樹を植附くるには圃一反歩に對し三十六本植即ち一本植附面積約八坪三合三夕宛となして縱横各六本植を適當と爲す従前は六

十本乃至七十二本植若しくは八十四本植等種々ありしと、も元來梨樹は成長早き植物なるを以て枝葉の繁茂四五五年の後に至れば空氣の流通不真となり日光の透入も難となり而して尙ほ年月を経るに従ひ樹根腐爛して是亦諸病發生の因となる、乃ち諸病となり葉落となり葉縮病となり膏藥病となり蘇苔密生して一部若しくは全部の赤頭病となり、幹枝の腐朽を來し命根細根の腐蝕を招くものなり故に多年の経験上是等の患を除くの手段として前記の如く三十六本植の適法を執ることとなりたるなり、尤も或る地方には二十本植と爲すものもあり、これ等は植附後二三年間は或は疎植に過ぐる感なきにあらざれども植附の伸長繁茂せざる間は其樹間に穀類、蔬菜、球葱、生等隨時培養することとなさば歸する所損耗なるべし

(ロ) 梨苗木栽植法
梨苗木を移植するには春秋彼岸後を其しとす前項の如く一反歩を三十六に區割し各々日標を附し圃三尺深一尺二三寸の穴を皿形に掘り其中心へ人糞人尿各當分したるもの四升、馬糞なれば二貫目を施し五日乃至七日間其儘天日に干燥し其後穴中を軟に切り立て該肥料の上へ細碎土一寸位を掩ふべし而して移植せんとする梨苗木を採り挫折根は之を剪り去る等能く根を吟味して之を中心に据る莖根細根を四方に伸して屈曲のものなからしめたる後ち細碎土を餘りに掩ひ足踏にて緩々壓するを要す、樹根の位置深淺は圃地の高低に依り注意すべきものなれば高からず低からず宜しく其中位を得るの方針を以て地中に收むるに努むべし、總て深植より淺植に利あるものなり、植附の初年には鳥居形の裝置を爲し苗木を纏にて結び倒れざる様保護すべし

(ハ) 梨樹養育法
梨樹は成育宜しきものにして根附きたる上は其伸長の度頗る速かに且つ二年目に至れば枝端に點々花咲くものなれども植附の初年より三年目乃至四年目迄は努めて花を刈ぎ捨つべし、若し中より實を結ばしむるは

伸力を挫きて成長に害あるものと知るべし
(一) 梨枝の曲法
果樹の幹枝は總て之を曲するを宜しとす
直定せしむるときは樹液を近に過ぎて結實
すること少し、僅曲するときは樹液は緩急
其度を得て實を結ぶこと多きのみならず、
風雨の害を免かれ害虫の陽除及び袋等
便し能く果重を支持するに利あり、即ち初
年は鳥居木を装飾して種苗を保護し二年目
に至らば架を設けて枝を僅曲すべし、架に
種々あり、枝の伸び方に依つて一ならず、
傘作、十字作、金鉢作、蟬蛤作の如し、
此の法に倣ふて架を造り枝を誘ひ排裁すべ
く、二年目よりは漸次成長するに従ひ木枝
を助けて枝を剪るべし、枝数を多く茂ら
しむるは宜しからず蓋し種々、手入を爲す
に當り樹下に脚立若くは掃子又は踏臺を置
きて枝間より身体を自由に出沒せしむるの
必要あればなり
(未完)

倉庫内を數區に分劃して板圍面を作る之を
貯貯函と稱す其構造は概ね高六尺方三尺と
し湯柱を四方に立て各框の三面は板を
らし前の一面は梨果出入に便する爲め開閉
外し其に自由ならしむべし、倉庫内の大
小、貯貯函間の長短は適宜たるべし
一框中へ約五割目を容るゝと假定して百
を要するが合ありたらは尙ほ二十框を増設
して百二十框と爲すべし是れ果實の轉移に
供しうは轉移の湯氣を乾燥するの豫備に
充つるものなり
(二) 梨果累積法
晩梨の貯藏期は九月下旬(寒露)に始め十月
中旬(降霜)に終る、先づ梨果を果園より振
ぎ取り竹籠を以て運搬し倉庫内に入れて紙袋
を去り和紙にて、を切り無疵無害にして完
全なるもののみを採り之れを大中小(若く
は上中下)の三類に区分し徐ろに箱を累積
すべし、一框凡そ七分を容るゝを常とす
(三) 累積後の注意
梨々累積したる後は毎框箱板を卸して上部

一枚を開放し置くべし、此の開放は果實
に浸潤せる湯氣をして蒸發逸散せしむるに
供するものなり、斯の如くするも尙ほ框内
は常に水蒸氣充滿して恰かも浴室内の觀
るものと知るべし、尤も開放口大に過ぐる
ときは輻輳の甚だしくして過分の目破と
なるのみならず果實枯瘦して皺を生ずる
のなれば時々巡檢して過誤なからんを要す
(四) 定期切返し
前項の如く各框能く選擇して貯藏するも尙
は全く満足すべきものにあらず假令輕症な
りとも若し挫傷挫傷又は内部虫害等の患
あるときは漸次其症狀の發露するものなれ
ば少くも秋二回春一回、甲框より乙框に選
り移すべし之を定期切返しと謂ふ此三回の
切返しを無事に經たるものは即ち完全無欠
の良なりと知るべし、尤も此の切返しに
依つて發見せられたる傷物は賣子に命じて
低價に販賣せしむべし、是等の爲めに生ず
る量口の減り方は秋收より來春の輸出期
で約三割と見做さば大差なからん (未完)

一 害虫の種類及陽除法
梨果を害する虫類種々あり即ち左の如し
一 交 虫
二 花 虫
三 天幕毛虫(一名梅毛虫)
春三月中旬に發生し花及び若葉を蝕す、
一化生なり、早春發見しなば直ちに燒殺す
べし、梢端に産卵しあるものなればこれ亦
取りて燒却すべし
四 葉 虫
葉及果實を害す、葉、葉蓋及び小枝に蝕
集して筒形を作り其中に棲居するを以て
此の名あり越年二化生なり、冬季及び早春
に驅除すべし
五 蚜 虫(アブラ虫)
此虫は若葉の始めより發生する微少種にし

て綠色毛のものと紅綠色のもの灰黒色のもの
あり、若葉の養液を吸収するものなれば蔓
延せざる間に驅殺すべし、除虫菊液を撒布
するも其効あり
六 エラ 虫
果實及び葉を蝕害するのみならず人体をも
刺刺する毒虫なり、老成すれば雀籠を相端
に造る、指被掌掩、採りて撲殺すべし
七 葉 捲 虫(ハマクリ虫)
若葉を捲き其中に棲して漸次侵蝕す、二化
生なり、葉を摘採して驅殺すべし
八 葉 吸 虫(ヤクスモ虫)
肉を食し果中に刺卵し果柄を噛み落す、
其形象鼻の如く飛ぶこと速かにして捕ふる
に難し故に落果を拾集して土中へ埋め以て
卵子の孵化を防止湯滅を計るべし
九 蠶 虫
果肉を食す、二化生なり、被害の梨果を成
熟に投じて死せしむべし
十 蠶 虫(蠶、キンケムシ)
葉及果實を食し、人体をも刺刺す、二

化生なり、
十一 梨 虱
果肉及葉柄に密着して養液を吸収す、越年
生ずるもの多し、時々果實を噛み捕殺すべし
以上十一種の害虫中鱗翅目に屬する二化生
が過半を占め居るを以て春は五月上旬乃至
六月上旬、夏は七月下旬乃至八月上旬、果
園各所に誘蛾燈を點して誘殺するを最も効
ありとす
其他鳥の啄害を避くるには威銃空砲を放つ
べく、盜賊箱兎の奪去を防ぐには番小屋を
建て、警備すべし (未完)
一 病 症 發生の原因及其預防法
病 症 發生の原因は「培養の情況」中(一)
節に於て略述する所ありたれども尙ほ更
に本項に於て詳記すれば、元來幹、長園大
葉を過ぎて千歳の壽を保つべきもの、雖も
之を人工に委し若くは種を愛するの餘情
として枝を山げ芽を摘み枝梢を前截して不
純するあらば爲めに百穀の障を生ずる不
純となり弊癘となり遂に夭折するに至る

は植物生理の上に於て當に然るべき事なりとす就中果樹に在りては一層其の甚しきを見る也其由来する所は多數熱の果樹をして毎歳開散なく收穫せんと欲望より根苗を横断して他樹を接嫁し以て天然の木理上に阻害を生ぜしむる是れ其一、尋で移植するに方りては故らに命根、細根を切り捨つる是れ其二、而して漸く生育伸長したるものに向つては幹枝を微曲し架を設けて之を纏結し或は葉を摘み花を去り或は枝梢を剪断する是れ其三なり、如斯くして誘導する病症最も恐るべきは黴菌病とす黴菌病は初め若葉の裏面に黒點又は腐點を生じて漸次環蝕し其縁環には黄褐色の苦花状を呈し恰かも梅毒を患ふるもの如き観あるなり故に一名葉梅毒とも謂ふ、本病に罹りたる梨葉は枯裂散落して一部又は全株の禿頭病となり、其黴菌、風に飛散して隣株他株に附着傳染して遂に全園に蔓延するに至る

之が豫防法は光線の透入空氣の流通に注意するに在れども一度木症に侵されたるときは輕きものは速かに横断して他の真樹を接嫁して回復の途を需むべく、若し其効なきときは患木を撤去して新木を交代すべし、然るに尙ほ傳染の兆ある場合は部分伐木若くは全園伐採を行ひて新苗木を植替へるに及ぶるなり、而して其改園の際に於ては全園を深く耕起して一ヶ年以上他の作物を栽培して餘りに革新の方法を執るを要す前段は人工に由て來る所の病理に對する豫防法なれども更に人工果園を免れ難き所謂世運命數より因襲したるものに對しては輪環客土を行ふを宜しとす、其法は株間に條線を相し巾三尺長さ圓長に倣ふて溝渠を穿ち以て要水を他に誘ふて滯滞なからしめ母ら天日の光線を地底に透入し新鮮の空氣を土中に吸収して土壤の風化膨脹を計るに在るなり、而して本法は初年縦線に施したるは次年は横線に行ふべく其畧ちなる溝渠を連むるには他の肥沃なる土壌を客土するを要す、如斯くして毎年輪環して本法を行

一輸出地、運賃
 一輸出地、運賃
 (イ) 輸出地
 從前は殆んど北海道のみなりしを鐵道布設航路開始以來販路從つて擴張せらるるに至れり其重なるものを掲ぐるに如左
 函館 小樽 青森 岩内
 室蘭 江差 根室 青森
 山形 渡邊 東京 浦沙斯德
 群馬 野城 浦沙斯德
 馬場 野城 浦沙斯德
 因に記す外國輸出地は浦沙斯德に過ぎざるものあり爲めに本縣産のもの競争を起し其結果小粒にして價格の低廉なるものを輸送するの利益ある傾向を示したることにて品質及び荷造等極めて粗悪に流るるに至れり
 (ロ) 運賃
 涼船積は貫匁を以て算し兩館を其起點と爲す則ち常港より兩館まで十貫目に付夏季二十錢冬季二十五錢の割、涼車積は斤を以て算す則ち百斤に付一哩金四厘の割なり

一販賣法
 各仕向地に於ける信用あり且つ經路ある商店を推ひ之に委託して賣捌くもの多きを占む尤も直接注文を受けたるものは此限にあらず
 一蕪敷料
 常港に於ける蕪敷料左の如し
 十貫目入一箱金一錢五貫目入一箱金五厘
 一間屋口錢
 常港に於ける間屋口錢は左の如し
 百貫目に付金三圓五十錢

波多野傳三郎 余の主任醫者入信後、余の病状を
問ふ博士曰く、床を甚だ難病と云ふは且つ養を絶せしむる由
くは、田後終らざるしと波多野之れを余に報じ且つ
曰く、病おの君の長壽に余を養ふ能はざるまは、病
後の長壽に余七六之れを保せざるは、壽考を失ふと蓋
し余の提生を專らうと酒を癪し、喫食烟を絶め、
亦も別人をいづらひ、自きを憐れ也、好笑

○その佛の又んを

一切の妄念を離脱し、窮達得喪真妄一書するを
大悟するは、信終のゆゑに在り、故に佛家を信終の主

まを置き、遊行するのことも、
と云く、
と漸死の世を、
一、
一級を踏む、
か

○雷生の故事

雷生の事、
か

開元七年道士呂翁行邯鄲道中、息邸舍俄
見少年盧生、亦止邸中、盧生乃歎曰、吾嘗志于
學、自惟青紫可拾、今已過壯、猶勤耿耿、言訖
而寐、時主人方蒸黍、翁乃授枕曰、子枕吾枕、當
令子榮適如志、其枕青磁、而竅其兩端、生俛
首就之、見其竅漸大明、即乃舉身而入、遂至
其家、數月娶清河崔氏女、明年舉進士、轉尉
渭南尉、俄遷監察御史、轉起居舍人知制誥、三
載去典同州、遷陝牧、移節汴州、領河南道
採訪使、徵為京兆尹、是歲神武皇帝、方事戎

狄、除御史中丞河南道節度、大破戎虜、歸朝
冊勳、恩禮極盛、轉吏部侍郎、遷戶部尚書
兼御史大夫、為時宰所忌、貶瑞州刺史、三年徵
為常侍、未幾、同中書門下、平章事、同列復誣
其過、將交結、因不軌、下制獄、中官為保之、減死
投驩州、數年卒、知寃、復進為中書令、封燕王
公、生五子、有孫十餘人、後以年命八十病薨、盧
生欠伸而寤、見其身、方偃於邸舍、主人蒸黍
未熟、生蹶然而興曰、豈其夢寐也耶、曰、為
謂生曰、人生之高、亦如是矣、生悔然良久、謝曰、

夫龍辱之道窮達之運、得喪之理、死生之情、盡知之矣、此先生所以室吾欲也、敢不受教、稽首再拜而去、

○君甚親左右帳記

東山三河藩の内能河藩より鑑録を乞ふ義以の表
主親を仔細しと孫崇の古画骨董を蒐集す
ふは此河藩之を鑑定安排す、及世に今書畫
を鑑定す、之を海と引とふ、今世に存す
能河の書畫、題名鑑定を君大親左右帳記に記

あり、而も此書のゆゑと本書の奥書に依りて
をぬらし、奥書如左

此一巻は依りて此江進之候、閑破筆跡見
辨不審、之書、後、可受、口傳、可申、為、努
々不可有、御他見候也

文の八年三月十日 此河藩在判

大内方京大夫殿

備上中右近衛守御行群古歎送所載の左右
帳記あるに、開し、乗し、終、画し、印を、る、お出、す、
明治二十五年 紀元節

君臺觀左右帳記 繪之葉者上中下

(上)

三國矣 (井一作不)

曹鼎興

佛像

唐 (吳道玄字道子)

吳道子

觀音色取

唐 (王維字摩詰分注字字當在俱下)

王摩詰

山水人形色取 字王維

宋

徽宗

(禪信) 皇帝 山水人物花鳥色取

宋 (辨龍眠居士)

李龍眠

羅漢人形馬形色取 墨僧有 李公麟字伯時

同 (李成字咸熙)

李成

山水人形墨繪

同

郭熙

山水墨繪

南唐

徐熙

花鳥魚虫獸色取

宋 (自辨考生趙昌)

趙昌

花鳥菜折枝色取 字昌之

同 (易元吉字慶之)

易元吉

花鳥猿猴色取 字慶之

宋

趙大年

花鳥山水人形色取 趙令穰字大年

宋

成宗首

人物色取

同 (自辨所翁)

陳所翁

龍鳥人形枯木竹繪色取 陳容字公儲所翁之

同 (釋法常號牧溪)

僧牧溪

山水人物龍虎花鳥 者法常號之

同 (釋若芬字仲石 號玉澗 又號芙蓉峰)

玉澗

山水草花竹 僧若芬 自澗字仲石 號之芙蓉峯上

同 (李唐字晞古)

李唐

山水人物牛墨繪 馬孟弟子

同 (馬公顯與祖子)

馬公顯

山水人物花鳥色取

同

李迪

山水人物牛花鳥色取

同
李安忠 山水花鳥人形馬形走獸鷹鳥色取

同
蘇漢臣 道尺人物色取

同
閣次平 山水人物牛色取

同
馬遠 山水人物花鳥色取

同
梁楷 山水人物鬼神佛祖色取
墨繪三丁 梁風子

同
夏珪 山水人物形墨繪色取
夏珪字禹玉

同
毛益 花鳥燕色取 字晞古

同
王輝 山水人物花鳥色取
馬遠弟子

同
陸青 山水墨繪

同
樓觀 山水人物花鳥色取
馬遠弟子

同
馬麟 山水人物花鳥鬼神
馬遠弟子

同
蘇顯祖 山水人物

同
范安仁 水魚虫

元
錢舜舉 山水人物花鳥墨繪色取
孫玉潭

元
顧輝 道尺人物鬼神山水佛像
花鳥墨繪色下墨繪

元
孫表澤 山水人物樓閣 馬遠及
珪弟子

元
耀卿 山水人物花鳥鬼神色取墨繪
劉耀字馬遠 夏珪弟子

同
子昭 山水人物花鳥柳樹色取
盛懋字

元
月山 山水人物花鳥馬形獸墨繪

宋
月壺 山水人物花鳥馬形獸墨繪
任仁發字子悅 月湖 仁發

無準和尚 宋 人物讚多、山水畫信

張思恭 宋 人物佛像名取 宋人

西金居士 宋 羅漢畫摩色取

任康民 宋末 (宋有任生、建康人、疑是) 山水人物色取

門無闕 宋 (門字闕 無準弟子) 羅漢人形佛像布代宋 畫摩畫色取

陳世英 宋 (宋有王世英、字才仲、鄆頤齋) 道人人物畫信

胡直夫 宋 人物山水畫信

王季本 元 人物花鳥獸畫信

張芳汝 元 山水人物牛馬畫信

柯仙 宋 人物竹畫信

初明

明鐵鏡 唐 人物羅漢草花 畫信

卒翁 宋 布袋畫信

(中)

戴嵩 唐 牛馬畫 畫信

戴嶧 唐 (嶧山高弟) 牛馬之子

五代(釋貫休、字德隱、號禪月大師) 禪月 羅漢畫信

五代(黃筌字子瞻) 黃筌 山水人物花鳥色取

文其可 宋 (文同字其可、自號笑笑先生) 山水竹、宋自號暎(暎)先生、蘇東坡 枯木竹畫信 蘇軾

宋(蘇軾字子瞻、自號東坡居士、謚文忠)

同
朱元章 山水枯木墨竹薄色取
米芾字

同(柯作何)
柯澄 神仙佛像色取

宋(趙伯駒字千里)
趙千里 山水人物花鳥色取
墨竹、斧斧、斫

宋
朱元暉 山水墨竹薄色取
米友仁字元暉子

同(楊元谷字補之)
楊補之 梅竹鳥墨竹

同
李子嵩 人物山水墨竹色繪

同
馬達 山水人物花鳥 馬遠兄

同
白良玉 道觀人物鬼神墨竹

金(王庭筠字子端)
王子端 山水枯木

元(嗣作潤)
楊月嗣 花鳥龍虎墨竹

元
王若水 山水人物花鳥墨竹(子)
王淵字、鼎、澹軒

同(王冕字元章)
王元章 梅色取

同
張遠 山水人物花鳥、馬遠弟子

元(道士蕭月潭)
月潭(丹) 人物佛像

宋(陳珩字行用、鼎北山所為弟)
此山 葉子彩墨竹

元
周丹士 山水人物觀音羅漢墨竹

明
王孟木 人物花鳥色取

元
賴菴 蓮荷魚虫墨竹(子)

張伯供 (洪) 人物觀音墨竹

宋
張芳然 (致我) 山水人物牛墨竹



元(或曰宋高克敏字然暉)

高然暉 山水彩墨信(元暉之似)

宋

中空山 人物墨信

(一作廷)

胡庭暉 山水人物花鳥

張冰涯 鷹(口ト)

宋

徐澤 鷹鳥

元

夏明遠 山水接法彩墨信

(釋行印語有本字印皇帝之惡行)

李宗皇帝 人物鳥獸(口ト)

元

定山 山水牛墨信

宋(宋有張德新)

張德麟 山水鳥(口ト)

元

檀芝瑞 梅竹蘭墨信

李克夫 人物仙人色取

論法師 阿彌陀

(下)

唐(闕諤字立德)

闕立德 山水(口ト)

唐(三本立德弟)

闕立本 山水(口ト)立德弟子

同(仲和李漸子)

李仲和 人物馬鷹(口ト)

同(滕王元嬰高祖十三子)

元嬰 蜂蝶色取

同(思訓字建)

李思訓 山水林泉色取

同

韓幹 馬形色取

宋僧

惠崇 芦雁イロトリ

五代(善一作張)

善道隱 山水松石

宋(蘇思)字叔黨)

蘇思 山水竹墨竹、末坡子

宋(劉履仲)字坦然)

劉坦 (坦)然 人物仙人墨繪

同(趙孟堅)字子固 號彝齋居士)

趙子固 梅水仙花蘭墨竹墨

日(謝堂)號恕齋)

恕齋 松竹木石蘭牛墨繪

日(蘇希)字宣仲)

蘇宣仲 山水枯木松竹墨繪

日(湯正仲)字叔雅)

湯叔雅 梅竹松石薄イロトリ

宋

僧月峯 羅漢觀音

宋僧

瑩玉 嗣 山水薄色取 惠崇弟子

宋(蘇惟臆)不知名 其牧溪画意相侔)

僧羅宏 牧溪同字(時代)

日(釋子)溫)字仲言 號日觀)

僧日觀 蒲菊人形墨繪

日(釋仁濟)字字翁)

僧澤翁 山水松竹

日 馮大有 蓮荷

日(熙祖)馬遠祖父)

馬興祖 山水人形イロトリ、馬遠筆法

日 陳清波 鐘鼎三教イロトリ 題宋玉素

日

劉朴 人物色取 梁楷弟子

元 趙子厚 山水竹

全(顯宗)字九恭)

顯宗皇帝 人形馬猿鹿 梁楷弟子

元(趙孟頫)字子昂 號松雪 益文敏)

趙子昂 山水人物馬形花鳥墨繪

曰(趙雍、字仲穆、號心齋、子昂子)
趙仲穆 山水、人、長、馬、花、鳥、墨、竹、子、子

曰(李衍、字仲寶、號息齋)
李息齋 竹、墨、竹、子、子

曰(李士行、字遵道)
李遵道 山水、竹、石

曰(郭存復、號)
朱德潤(字澤民) 山水、竹、石

曰(衍子、玉潤、字季生、號天澤)
孟玉潤 (山水、花、鳥、竹、石)

曰(廷暉、重複)
胡庭暉 山水、花、鳥、竹、石、取、拙

曰(張翮、成、號太玄、天師)
天師太玄 龍

曰(王迪、簡、字庭吉、號戴隱、越人)
王庭吉 水仙、花、墨、竹、子、子

曰(栢、作栢、號氏也)
栢子庭 枯木、蒼、蒲、自、漢、墨、竹、子、子

曰(釋善、成、號雪、隱)
僧明雪 竺、蘭、竹、石、子、子、子、子

曰(釋法、楨、號雪、洞)
雪洞 文、珠、達、摩、色、取

元
因陀羅 人、物、佛、像、竹、石、子、子、子、子

宋(王、存、號默、菴)
默菴 山水、人、物、牧、溪、舟、木、日、本、人、墨、竹、子、子

元(元、有、沈、月、田)
用田 采、鼠、墨、竹、子、子

元(元、有、錢、永、善、善、花、鳥)
錢永 花、鳥、色、取

衡楊綠 首、世、羅、漢

元
孫和暉 采、鼠

陸信忠 十、王、佛、像、(畫、像、子、子)

宋(秋、智、融、好、心、牛、自、號、元、牛)
老融 牛

楊枝 梅

明
陸仲澗 佛像

曉子 觀音(口卜)

元
祭山 羅漢

元
一菴道士 人形

宋僧 (稱仲仁、任衛州華光山)
仲華光 佛

唐末
李克民 小景山亦人形

迦羅蜜

明 (士廉姓沈)
士廉 鳥

元 (吳大素、字季章、號松齋)
松齋 佛

猪者 牛、融弟

元
頂雲 蘭

元 (王止貞、先名瓚、字成之、號竹田、又號筠溪)
竹齋 佛

元
李闡一 十五佛像

曾悅 佛像

唐末
李萬七郎 佛像十三佛

唐
陸王三郎 十三佛

明 (宋有南洲)
杰 (漢) 訓 人形

宋 (子良、姓唐)
子良 人形

元
紅眉

明
邊景昭字文進 花鳥山亦鳥取

元
世一子 松

阿加々女也 観音

右一篇以佩文齋書畫譜比較而傍注其代於卷上標注其
字號及今指於精錄焉其他傳不見也京都墨谷元
藏古粉本數十紙大伴文晁嘗模寫借而校之得
十七八其本也半注畫手時代今就其所得者傍
注於名下云爾

不表其畫觀左右帳記以屋代弘賢所校本畫寫

以上表其畫觀繪畫日録一と云唐末之的繪畫の昔
後表と云ふこの也東山の代と云ふは、
為鑑賞家の書画を品騰する也之んと標準とす
能阿の鑑識と云ふ佛有りといふは、
其の名を名をわしむ、
且又と云ふ七葉と云ふを得る、
貴と云ふ鑑賞の金科玉條と云ふは、
の表を透る如く、
へき事也

能阿名画を以て東山の代と云ふは、

又其觀出傳の式多名品を以て其の物に在りしこと七
人の改まらばし其一家の懸念のありしこと也
也以今その雄心表す觀左在性記と云録し七
國華の連揚す觀其一家の一語するきこと也
左右性記載する不修のありしこと也
今も之を中邦師記一書と云ふを以て北印分
と抄出せりと云ふ

明治二十五年二月十日方丈山入志

○佛典觀淨あり十傑

佛者と後古ものしく味うてうてまを觀淨者の勤
勞と思ふことを抄する能くあるは誠を觀淨あり
十傑の行巻を以て後古と云ふは日勉めたるよ
村上專持と十傑と遺振し其の右の如し
前傳の如く其の文を聞くと佛の如く
支那の内なる傳りて一部の人行やに於ては其の如く
んし其の如く其の如く其の如く其の如く
し其の如く其の如く其の如く其の如く
支の如く其の如く其の如く其の如く

秦景等十八人を仰ぐ及瓜月支を遣ひし方には佛の
 求めんとすこととすなりぬ、于茲悟等、彼地を攝摩
 騰竺法蘭の二僧を仰ぐ、其他の佛像經卷を古齋
 一ゆゑ、于時昭帝二僧の为り、白馬寺を造りて
 此を居らしめ、四十二卷經を翻譯せしむ、騰
 早世す、蘭後、十地漸設經等五部を譯出
 す、是の支那の僧ありと云ふ事又、洋經ありの
 推輿する事之を信て、佛教東漸の端緒と前漢
 の初よりあるべきも疑し、支那佛教の紀元を之の
 人とすこととす、其後、昭帝の永平十年

を取らざるを信ず、即ち西洋紀元後六十七年とし
 り、年紀を改むる二十七年とすこと

後漢孝明帝の永平十年に騰竺蘭の二人來
 りて翻譯の端緒を闡せしむること元の至元二十二年
 に沙囉朶耒^のを翻譯する事ありしとあり、又、一
 千九百年^の譯^の一、九十四人の翻譯者ありたり
 一千山の四十部五千ある八十六卷を^{至元}出さるる事
^{法華}同亦少しとせば、其の失譯、火本のものを奉んば
^{俗論}一層多きものありん、其の翻譯事業の甚んたる
 一こと思ふべし、此の如く翻譯あるべきやうに於て

特筆する者ハ攝摩騰竺法蘭竺法護鳩
摩羅什法顯甘露提流支真諦玄奘義淨
不空の十名を以て余ハ此十名を翻譯者の十
傑と云ふ也夫諸小少しく之を解明せんとす
攝摩騰竺法蘭の二人ハ翻譯の鼻祖と云ふ
特筆せざるべからざる事解を待たず竺法護も
りそを彼ハ翻譯の鼻祖と云ふも吾代の初め
翻譯の業未だ開けざる時ハ於西域三十四國の諸
國通し四十八年間一日の如く之を勤め凡そ一百七十
五印三百五十四卷を譯出せ故ハ翻譯の祖と云

特筆する者ハ佛人として云はざるを得ず鳩摩羅什
ハ西域最盛國の人として吾末の古來の梵書を翻
譯するに凡そ七十四部三百八十四卷を弟子を以て
二千、而も什ハ佛の特筆する者也教理の變動する
彼を先き所謂中觀宗を齎し來り支那に於て
佛教思想を一變せしめし偉人なりと三論宗成實
宗の變より北人として起る法顯ハ支那内地の書に
して即ち佛の足跡を尋る彼ら翻譯を七部
二十六卷にして其も彼も古來未だ一人の跋渉
者なる者なり即ち内地に於て佛國を巡回

一 来り、其壯年、實る幾千歳の末も、埋没す
へ、快事なりと、菩提流支、北魏宣武帝
の頃西来して、宣武の命を乞ひ、三十九部、二十七
卷の翻譯を為す、中、十地經論、淨土論の翻
譯あり、此十地經論、依りて地論宗興り、淨土論、依
りて淨土宗起る、故に菩提流支、亦支那佛教史上
の大事なりと、翻譯者の一人として、真諦は
梁代の末、西来して、陳代の初、跨り、二十三年間
に四十九部、一萬四千二百卷を譯出す、流支と真諦と
は翻譯の部數多きを、亦さるも支那佛教界に

新思想を起し、教蹟の埋没するところあり、即ち
真諦も依りて、所謂瑜珈宗を傳へ、又佛舎
宗を傳へ、来りて、殊に攝論宗を起す者、此人の依
りて、云々、特と義淨とを、唐代の初め、法顯
の歸を慕ひ、印に於りて、跋渉せし、佛人として
中、於て、并ハ十七年間、一萬三千四卷を述廻し、
佛を譯ハ、二十五年間、三千餘卷を述廻し、
由りて、并ハ七十一部、一萬三千四百七十五卷を譯
出さ、淨土を六十一部、三十九卷を翻譯す、并
ハ其の翻譯の多きを、依りて、佛人として、

夫亦以之翻譯の精細さううむを依る其類を又さ
入らう、三三信之法を其俱舎と云ふ其諦るを初
傳るも言禁の信し流のりう淨を翻譯の事
業の柱と云ふ一歩を禁の讓らざるをひうんをも
其長くゆがふ留る強き戒律の儀式を傳へ
来りし致蹟の埋没するところありと不空を
唐玄宗の詔る西来して代宗の詔るありし大い法
雨を灑く、其翻譯と一る十部一萬四千三百二
つきさうも其譯る秘のぬ法を降しとるは
て致蹟の大方さうもを不空を以て身一と爲るに

をわす、

○東西のふあゐ画

画のぬえさる難し然やふあゐ画のぬえをわする難
し何とせんからんさうも人の心を支配せんとな
らん也、余を言てゆく奉るは、其画のなる難し
とすさふの画を邪靈磔の圖さうもぬえるも
然らん蓋し苦悶の状を中々大慈の顔容を言
すまふ凡午の初座合及し能いてる不まんゆ也
奉るは、其邪靈の圖と曰ふさうも、其難画を

本洋の求らんば西洋の國を即ち是と云ふ
べき歟、此の國華を漢と、涅槃の國の画し難き如
以を論ずる、此の國華を漢と、涅槃の國の画し難き如

涅槃の佛と母と多し而して一佛の佛画工の
塗抹に出ししもの論ずるは是より古來名師の稱
あつたの世に名師の筆と云ふも佛の畫に比
べんか十分と云ふもの多しと云ふ其の如何や善
く悲しむしある能くするに因る人類悲愁の情と
我之を思ふ人類哀泣の貌我之を思ふ天龍夜叉の
哀泣の貌未だ之を免れずや象馬猿狗の悲愁

の情我未だ之を詳悉せず而して之を言し出さん
と云ふは画の筆生の精作と絶大の工夫を要せん
ハ之を思ふ哀の情を歎かし生死長夜を照す
燈の煩悩を去るを哀しむ利剣又折れ油を盡
すを哀の涅槃に入るを歎惜痛悼するは佛
を説くもの也と云ふ能くするは其人平生の手
腕に比するは一筆を説くも云ふも是なる涅槃
の佛像を思ふ名畫を画し得べきことあるに
る昔の名畫より勝ること教ずるを云ふは
ん部數種如圖と一語と云ふも難を辨はし得

之氣以直養而無害則塞天地之間其為氣也
配義與道無是餒也。是與彼淨智無礙遍滿
十方者無有異矣云云

儒者多疑い之儒と異るんことを欲しは孟子の神通変
化の幻術らしきことあると云ふ。彼等如丈の心は
如くんらんを理を推せば上文の如くそのを得る
敢て言ふ所存あることあり也。理を愈々之しく此等
の如く準すべし

○永叔と明道

左の事とまを余の初めとんるところなり。於て録して

以て道と云ふ供すと云ふ

一歐陽公行状及韻語陽秋曰永叔初登政府苦
於多病常夢至一所見十人冠冕列坐一人曰冬
政安得至此永叔問曰公等豈非程氏所謂冥府
十王乎曰然因問世人飲佛誦經果有益否曰
安得無益既疑病良已自是益知敬佛丹
陽葛勝仲得此說於簡齋陳與義與義得
於公之孫也

復法資治論の如く公

自那六一居士臨終讀華嚴經至八卷而逝引鏡外

傳云公息心危坐屏卻酒肴忘終教令性近寺借
華嚴經卷八卷而極全湯編亦載此事云云王
性之言性之名鍾誦陰人其父
從子于公故得其名

一弘益紀聞云明道以亡母壽安院君忌辰往西
京長樂寺修冥福躬預齋席見衆僧入
堂周旋步武威儀濟々伐鼓教鐘內外
整肅一坐一起並準清規乃歎曰三代禮
樂盡在北宋按此事代碎編以為橫渠
永覺亦言以為伊川誤矣

考心寺之修冥福事之名考之其言伊川之
出也同也考心寺之修冥福事之名考之其言伊川之

○至言一則

李師政內^德廟云一味無以和至天一木名以構室
一衣不稱衆體一藥不療殊疾一彩無以為文飾
一巧無以游琴瑟一言名以勸衆善一戒多
以防多失也至言一則也

聖世の大怪事 生首賣買

大阪の暴露す

生首の賣買、生首の黒焼が二十世紀の今日、僻陬隙味の片田舎に非ず日本三府の随一たる大阪の中心に於て數十年來連綿として猶今日に行はれ去九日を以て東警察署の津田警部等が南區日本橋筋東二丁目番外六百四十八番屋敷花本嘉吉宅に於て愈々此一大怪事の現場を突留めしと云ふに至つては誰か一驚を喫せざるものあらんや

黒焼の幾箇にも碎けしもの第三種は是を天粉又は天末と稱して首の黒焼を細末にせしものを總稱し彼の天印の如きは方一尺二三寸の箱入と爲し嚴密なる目張を施し其蓋上に「天印」と銘記し是を**生首の黒焼**と詐稱して一箇十圓内外の相場に賣買し其供給地は大阪需用先は九州及北國を第一とし四國東國にも散亂して賣捌かるゝの事實ありと唱導されしも彼等首商の警戒嚴重にして容易に搜索の端緒を得ざりしなり然るに前記東警察署の津田警部等は疾くより此大怪事の搜索に熱中し苦心に苦心を重ねし結果漸く頃日に至つて探明の歩を進め略ぼ其端緒を得たれば愈々去九日午前三時を以て生首黒焼の現場に襲撃し是が現行犯を突留めたり

△化物屋敷搜索

留められしは大坂南區日本橋筋東二丁目番外六百四十八番屋敷花本嘉吉宅にて去九日午前第三時を期し津田警部は石川、西川、石部の三刑事を従へ突然同家に出張して家宅搜索を行へり

四斗樽

なり又他の一個の中には百匹餘の小蛇同じく鑢首を立て小桶の中には同じく數十匹の小蛇あり尚その押入内には大小の龜多く動き居たり又入口の内なる土間に二斗樽大の大籠五個ありてその中には何

大蛇話の

と鑢首を立て居りて是は

大籠

なり事の意外に刑事等は呆れながら生首の見當らぬに少しく失望しが猶善く搜索せるに土間の隅に籠二つありてその一方には普通の飯糰と鍋どが懸りありまたこの籠に並び密接して更に一個の籠ありこれに懸あるは土製の消磁器のものにて蓋の周圍は粘土にて目張りしあり且つその下には火氣まだ残りありて如何にも怪しきよりその蓋を取り見たるに果然

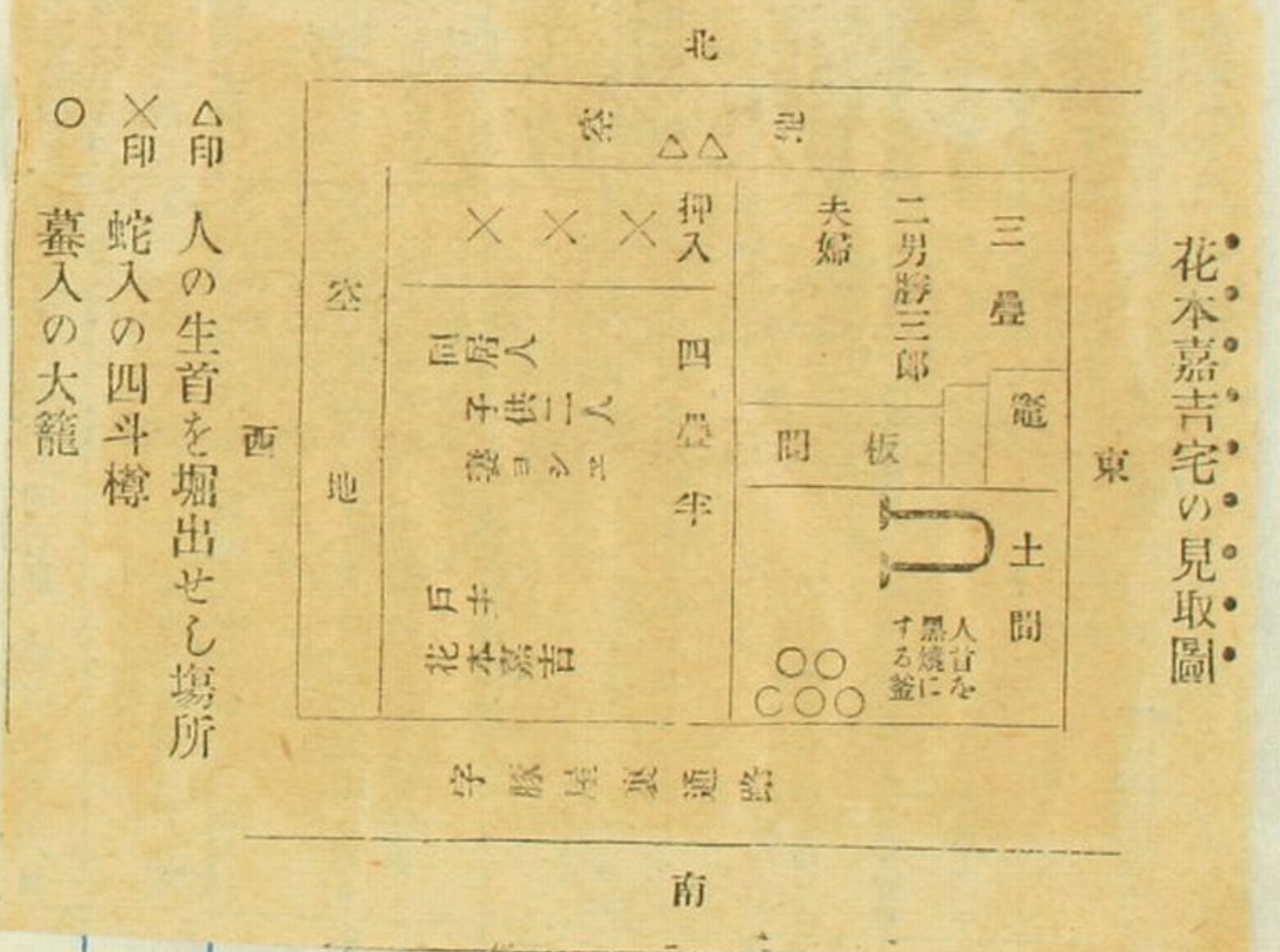
生首の全形少しも欠けず上下

の齒まで揃ひたるを、黒焼に少しありたり扱こそと刑事等は勇み立ち猶も裏口を改め見たるにその庭の土の凸凹し居る所ありてその中に何か埋めあるらしき思はるゝより備中と稱する鐵にて掘り起し見たるに

此所より生首一個取れ出た

り是にて愈々證據十分なれば家人の取調べに着手する事となりしが戸主の嘉吉は三年前より癩病を發し目下床に着き居り其族は妻よしえ(四女)長男勝次郎(九)次男勝三郎(三)三男安吉(好)四男菊次郎(一)三女うの(三)五女うめ(六)の八人暮しながら長男勝次郎は窃盗罪のため目下堀川監獄にありされば犯罪は必ず女房よしえ及び次男勝三郎の手に行はれ居るならんと右三個の首を押収すると共によしえ

生首黒焼本家



勝三郎の二人をそのまゝ東へ引致し取調べに着手せり

△犯罪者は穢多

嘉吉夫婦は穢多にて妻のよしえは剛情にして實を吐す勝三郎は常に蛇及び墓の類を捕へ居るのみにて生首とは關係なく全く女房のみ關係し居る事を確めれば勝三郎に歸宅を許しよしえを嚴重に取調べしが彼等が年來永く人の首を賣買し居り且つ燒籠さへも設け置けるに拘はらず只知りませぬの一點張にて押収の首に對しては『住吉街道の池にて拾ひたり』などと要領を得ぬ答辯をなし一向捕へ處なきより津田警部は翌十日石川刑事を従へよしえを連れ住吉街道に向ひ實地を取調べたるに道が不敵の女も遂に包みかね右三個の生首は墓を發きて斬り取りたるも、由白狀に

及べり
生首斬取の墓場は東成郡墨江村の内字深

△生首窃取方法

の口、殿辻、阪の上、千體、長峽五ヶ村の共同墓地なるがこの墓地の中央に番小舎あり愛知縣生れの安藤小三郎(三)なるものを番人あるが同人の手より一頭金十錢の割にて買取りたるものなりと白自せり事實の眞偽は明白ならざれども津田警部はこの白自に基づきて直に小三郎を引致し同夜殆んど徹夜の姿にて同人及びよしえを訊問せりされよしえは前記の事實の外は多く語らず詮方なく小三郎を嚴重に訊問せし處同人は遂に包み切れずして白狀せり

は頗る巧なるものにて前記共同墓地に葬式ありて穴を掘る時その穴より横穴を穿ちて隣りの墓の棺を破り首を斬取るものにして地上より一見する時は毫もその痕跡を留めずかくて巧みに人目を欺きて窃取したる首はかねてよしえと特約しありて墓地内の茅原の中に隠し置く事としまた新葬のある毎によしえに通知しよしえは其翌夜不敵にも約束の茅原に來りて之を取去り居たりしな

猶彼等が生首密取の場所は前記五ヶ村の墓
地のみならず他に幾箇所もあるならんどの
見込なるも同人等は剛情にして更に實を吐
かず津田警部も持餘し居れりといふ尤もよ
しえ方に貯へ置きたるかの蛇蟻等は悉く高
津の黒焼屋鳥市及び天満屋へ賣込むものな
る事を自白しよしえ及小三郎の兩人は一昨
朝一先つ大阪地方裁判所へ送致せられたり

●骨牌無代配布の決議
骨牌税法案果して通過
し七月一日より施行せらるゝことならべ六月三十
日の残存品豫想百五十萬組に一組二十錢の税を掛
けられんより一廢棄するに如かず燒き棄つるにも
燃料を要すべし六月三十日を期し東京にての
日比谷原、京都にての豊國神社境内、大阪にての
博覽會敷地に於て無代價にて残存骨牌を配布すべ
しと三府製造者總代ハ昨日決議したり

生首の非ず
生首事件の被告人安藤小三郎ハ豫審廷に於て
「生首を取たてハわが父せ人新亡者を埋葬する
時個人轉げ出した古き襦袢を拾ひ取つたのです
と陳述したれども大阪毎日の記事の所にてハ
「新亡者を埋葬する」とき餘の襦袢ハ横穴を穿ち
他の亡者の生首を切り取りたり」との嫌疑ある
を以て遂に裁判所ハ東成郡墨江村字千代の墓
地なる半川野三家の新墓を發掘する事となり
本日午前十一時卅分判事現場に臨みたるに發
告人の陳述の如く極めて枯朽したる二個の骨體
あり又墓の内にハ無數の骨體累々として横たへ
れ枯朽したる者にして頭蓋骨のみ存せるもわ
が一見したる所にてハ骨から土器やら判明し難
き痕跡あり而して昨年九月十日死亡したる半川家
老母の墓を發掘したるに死体ハ腐損せるも四肢ハ
固より短前の種なる頭部ハ現存しわが被告人
の言を確むる爲め墓穴の側面を掘削したるに前
記野にわが如し枯朽せる襦袢の土器ハ入
れたるもの一個を發見せり次に野家の墓ハ昨
年十月五日の死亡なるが其屬敗ハ半川家の分よ
う甚しけれども頭部四肢とも全存し且つ穴の横
手にハ土器人の古體埋めおるを發見し之にて
被告人が新亡者の生首を切り取りたるにあらざる
事判明せり

十九日大阪特報

本月廿八日當會社新株第四回拂込期限に候
同日迄に一株に付金貳圓五拾錢宛左記銀
行の内へ御拂込相成度候也
第一銀行 二七銀行 川崎銀行 同作
倉出張所

成田鐵道株式會社
二十日

法律學
内外論叢
定價廿八錢郵稅四錢六冊前金一圓七十九錢
一月十一日初號發行品切の處再版出來せり

發行所 東京神田區河臺地寶文館

法學博士小川豐次郎君技師中井榮次郎君
工學士若山由五郎君工師久保田恭三君
農學士柳内義之進君合著

足尾鑛毒問題解決處分
全一冊 定價廿五錢 郵稅四錢
該問題の社會に喧傳し延て社會政治人類問
題となり或は宗教耶蘇教の競争となり田中
氏の直訴となり遂に之れが解決の日なきを
慨し以上の諸君は公平無私に科學的調査を
爲し之れが解決意見を陳べられたる書冊な
り請ふ荷も該問題關係の諸君は勿論政治家
鑛業家は必ず一讀の價値あるの良書なり
發行所 東京橋區南草場一丁目於半三

草煙
ス
サニラヘル藥

偽造品アリ商標
ニ注意アラント
ナ乞フ 醸造
大日本代理店
横濱

寒國人に注意
凍傷病豫防

報告
東三市神田區柳原町長武野武吉地
役類人 小林富次郎
第九百九拾九號
ライオン齒磨 壹程

生首の黒焼事件

東京に起る

近來稀有の大珍事、大怪聞として端なく世
上の視聽を驚かせる生首の黒焼事件は、既
報の如く去る九日大阪府南區日本橋筋東二
丁目なる花本嘉吉方に於て、見るも怖ろし
き生首の黒焼二個を發見したるを初めとし
て、各地の警察官は何れも同一事件關係者
の捜索に従事し百方注視に怠る事なかりし
結果、圖らざりし生首黒焼事件の嫌疑者帝
都の下に現はれ、突然警察官の調査捜索を
受くる大珍事を出來するに至れり

中田藥舖の臨檢

警視廳第一課長警部橋爪慎吾氏は一
昨日午後一時頃部下の刑事三名を從へ日本
橋區通二丁目三番地反魂丹本舖中田藥店支
店に臨み支配人井上文藏(福)を呼出「俗
に天蓋、天粉等と稱する人間の生首より製
造したる藥品あるや否や」を訊問し「若し
之れあるに於ては包み處なく差出べき旨」
を命令せり

井上文藏は之に答へて「右の如き藥品は富
山なる本店には貯蔵し居る旨承り居るも
當支店には保存せざり」と言ひた
れば橋爪課長は嚴しく其言を確めたる上別
に家宅捜索を爲さずして引取りたり

中田藥舖捜索の結果は橋爪警部の談、並に
井上文藏の答へに對して語りたる
處大差なく表面の事實は右に相違なかるべ
しと雖も、更に研究すべきは、同藥店にて
は果して從來天蓋、天粉等の藥品を取扱ひ
たる事なきや否や之なり、更に聞く處に依
れば今回の事起りてより後同藥店にては速
くも警戒を加へ、天蓋類似の藥品は悉く富
山なる本店へ廻送し盡くせりと、而して本
店の主人中田清兵衛が數日前出京したるは
即ち今回の諸事を始末する爲めなりと聞く

富山に於ける九個の生首

中田藥店が調査を受けたるは決して偶然に
のらす富山市四十物町なる其本店の茶の木
屋は去る十六日午後一時警官の家宅捜索を
受け九個の天蓋(即ち黒焼の首)を發見押收

されたり同店員の談に依れば此黒焼は大阪
及び東京より買ひ入れたるものに
て昨年於ける買入数は二十個一個の仕入
価格は八十錢あるが同業者には之を一圓に
賣り一般の需用者には一圓二十錢宛にて賣
却し居れりと云ふ

この中田藥店と云へるは有名なる反魂丹の
本舖にして越中第一の富豪として知られた
り主人清兵衛は同市第十二銀行の頭取を勤
め兼て北陸生命保險會社の重役なり其家は
間口數十間奥行亦之に適ひ屋内に七個の井
戸を有する程にて容易に内部の秘密を窺ふ
べからざるも同地警官が一舉して其秘密を
穿ち九個の天蓋を發見したるは大手柄にし
て日本橋なる同支店が今回調査を受けたる
は即ち同地よりの紹介に依るなりと云ふ

市内の大捜索

中田藥店捜索の結果は右の如くあるが街警
視廳にては同藥店の外市内に於ける各黒焼
商並びに賣藥店に注目し數日前より密かに
刑事を便役して捜索に従事せしめ居れり其
調査の方法及び確目指され居る藥店の名
等は今日之れを發表する能はざれども或は
意外なる關係者を出すやも計り
難し

又東京市に於ける生首の供給者は墓地に於
ける穴掘其他にあらざりして却て 火葬

火葬場の隠亡中にありとの事にて今回の

事始まりて以來當局者は日暮里、龜井戸、
桐ヶ谷等の各火葬場は勿論近郷近縣の火葬
場に就て嚴重なる捜索を行ひつゝあり生首
の事は倍置し人体より出る油が奇効ある藥
品ありとて屍体焼亡の際竹を屍体に
挿みて一種の油を絞取り取る者
ありとの事にて斯の如き所爲を爲す者も同
時に逮捕を免れざるべし

五軒町の黒焼店

黒焼と云へば直ちに思ひ出さるゝは神田五
軒町の兩角に大看板を出し置く二軒の黒焼
屋あり南寄の角(末廣町四番地)は中山喜平
と云ひ北寄(同町五番地)を管侯吉兵衛と云
ふ社員は直ちに右兩店に付きて今回の珍事
に關係なきやを尋ねたるに喜平は「今日ま
で未だ即様事はありませぬ」と答へ、吉兵
衛は當時成田山へ參詣して不在なりしが其
妻は社員に答へて「只今まで誰様も御出が
ありませぬ」と答へたり、詐言にもあるま
じければ併せ記す

黒焼の種類

尙聞く依に依れば警視廳にては取調の進行
と共に益々驚くべき事實を發見せりとは天
蓋と同じく天粉、天末、天碎、人油、天石
等と唱へて屍体を原料として製造せる藥品
は東京市中至處に販賣せられ石町本町

附近の藥師商などは一も之を仕入れざる
のなき有様にて其原料の出所は祖先傳來の
珍物と唱へ居りて固く秘密を守り居れば探
偵上甚だ困難なりと云ふ

横濱の香臭賭博

元博徒の親分た
りし横濱の綱島小太郎が此程病死せしに付
き同市末吉町一丁目澤野巳之助の乾兒等一
同は目録を以て香臭を贈りたるが之が金圓
を裏らんが爲め同町二丁目二十一番地博徒
矢野伊之助方に於て一昨十九日午前より多
額の決議 骨牌税法案果して通過
施行せらるゝと云ふなら六月三十
日百五十萬組に一組二十錢の税を掛
廢棄するに如かず焼棄するにも
寧ろ六月三十日を期し東京にてハ
即にてハ豐國神社境内、大阪にてハ
於て無代價にて殘存骨牌を配布すべ
し總代ハ昨日決議したり

生首の非ず
生首事件の被告八安藤三郎、三郎、十九日大阪特務
時價を以て取たて、生首を埋葬する
と大阪毎日、記す所、生首の非ず

猶彼等が生首窃取の場所は前記五ヶ村の墓
地のみならず他に幾箇所もあるならんとの
見込なるも同人等は剛情にして更に實を吐
かず津田警部も持餘し居れりといふ尤もよ
しえ方に附へ置きたるかの蛇羹等は悉く高
津の黒焼屋鳥市及び天満屋へ賣込むものな
る事を自白しよしえ及小三郎の兩人は一昨
朝一先づ大阪地方裁判所へ送致せられたり

●骨牌無代配布の決議
骨牌税法案果して通過
し七月一日より施行せらるゝことならん六月三十
日の残存品豫想百五十萬組に一組二十錢の税を掛
けられんより廢棄するに如かず焼棄するにも
燃料を要すれハ寧ろ六月三十日を期し東京にてハ
日比谷原、京都にてハ豐國神社境内、大阪にてハ
博覽會敷地に於て無代價にて殘存骨牌を配布すべ
しと三府製造者總代ハ昨日決議したり

●生首の是非
十九日大阪特登
生首事件の被告八安藤小三郎ハ豫断に於て
「生首を取たてハわが世に入新亡者を埋葬する
時偶々脚け出した古き機械を拾ひ取つたのです
と陳述したれども大阪毎日の記事の所に於てハ
「新亡者を埋葬するるとき傍の新墓へ横穴を穿ち
他の亡者の生首を切り取りたり」との嫌疑ある
を以て遂に裁判所ハ東成郡豐江村字千体の墓
地なる半川陣野二家の新墓を掘掘する事となり
本日午前十一時井分判検査現場に臨みたるに彼
告人の陳述の如く掘めて拵朽したる三個の骨體
あり又墓の内には無數の骨體累々として横に何
れも拵朽したる者にして頭蓋骨のみ存せるもわ
が一見したる所にてハ骨やら土やら判別し難
き程なり而して昨年九月十日死したる半川家
老母の墓を掘りたるに死體ハ腐敗せるも四肢ハ
固より疑問の種なる頭部ハ現存しあり尚被告八
の言を確むる爲め墓穴の側面を掘削したるに前
記原野にわがし如き拵朽せる體體の土器ハ入
れたるもの一個を發見せり次に陣野家の墓ハ昨
年十月五日の死にたる其腐敗ハ半川家の分よ
り甚しけれども頭部四肢とも全存し且つ穴の底
手にハ土器人の古體埋めあるを發見し之にて
被告八が新亡者の生首を切り取つたるにわがさる
事判明せり

物品購買入札廣告

東京神田區元柳原町三番地
警備總督府警察官司官官練習生募集事務所

乙號書留用封皮 三十九萬枚
丙號書留用封皮 十二萬三千枚
資金送封皮 四十八萬七千枚
郵券第四十號帳 十萬七千枚
調帳第二十九號帳 五萬五千枚
調帳第四號帳 二萬五千枚
調帳第五號帳 五萬六千枚
石調帳第五號帳 五萬六千枚
明治卅五年 二月廿一日

追弔大法會 行執



治肺新説
附錄肺病全治實歷談
三錢切手封入込者三無代施本

猶彼等が生首密取の場所は前記五ヶ村の墓
地のみならず他に幾箇所もあるならんとの
見込なるも同人等は剛情にして更に實を吐
かず津田警部も持餘し居れりといふ尤もよ
しえ方に附へ置きたるかの蛇墓等は悉く高
津の黒焼屋島市及び天満屋へ賣込むものな
る事を自白しよしえ及小三郎の兩人は一昨
朝一先つ大阪地方裁判所へ送致せられたり

●骨牌無代配布の決議
し七月一日より施行せらるゝことならん六月三十
日の残存品豫想百五十萬組に一組二十錢の税を掛
けられんより廃棄するに如かず焼棄するにも
燃料を要すべし六月三十日を期し東京にてハ
日比谷原、京都にてハ豊國神社境内、大阪にてハ
博覽會敷地に於て無代價にて残存骨牌を配布すべ
しと三府製造者總代ハ昨日決議したり

生首にハ非ず
生首事件の被告人安藤小三郎ハ豫審庭に於いて
「生首を取たてハかういふ事ハ新亡者を埋葬する
時偶々轉げ出した古き襦袢を拾ひ取つたのです
と陳述したれども大阪毎日の記者の所に於てハ
「新亡者を埋葬するに備へて横穴を穿ち
他の亡者の生首を切り取つたり」との嫌疑ある
を以て遂に裁判所ハ東成郡墨江村字千代の墓
地なる半川開野二家の新墓を發掘する事となり
本日午前十一時井分判檢事現場に臨みたるに被
告人の陳述の如く極めて枯朽したる三個の體骸
あり又墓の内にハ無數の體骸累々として横た何
れも枯朽したる者に於ては頭蓋骨のみ存せるもあ
う一見したる所にてハ骨やら土器やら判明し難
き程なり而して昨年九月十日死亡したる半川家
老母の墓を發掘したるに死體ハ腐損せるも四肢ハ
固より疑問の種なる頭部ハ現存しあり尙被告人
の言を確むる爲め墓穴の側面を掘進したるに前
記原野にありしが如き枯朽せる體骸の土器ハ人
れたるもの一個を發見せり次に陣野家の墓ハ昨
年十月五日の死亡なるが其腐敗ハ半川家の分よ
り甚しけれども頭部四肢とも全存し且つ穴の横
壁にハ土器人の古體埋めおるを發見し之にて
被告人が新亡者の生首を切り取つたるにあらざる
事判明せり

十九日大阪特發

物品購買入札廣告

東京神田區元柳原町三番地
警備總督府警察官司庫官練習生募集事務所

乙號書留用封皮 二十九萬枚
丙號書留用封皮 十二萬三千枚
資金送封皮 四十八萬七千枚
郵第四十九號乙用紙 二百五十冊
調第四十九號乙用紙 十二萬五千枚
調第五十號用紙 五萬六千枚
石購置入札票の者は昨日の官報看るべし
明治卅五年 二月廿一日

遞信省通信局

追弔大法會

青森縣第五聯隊
第二大隊凍死者
法要勸式 說教前説
二月二十三日 午後一時より
築地 本願寺 行執

特製紙卷



IO CIGARETTES

RACE

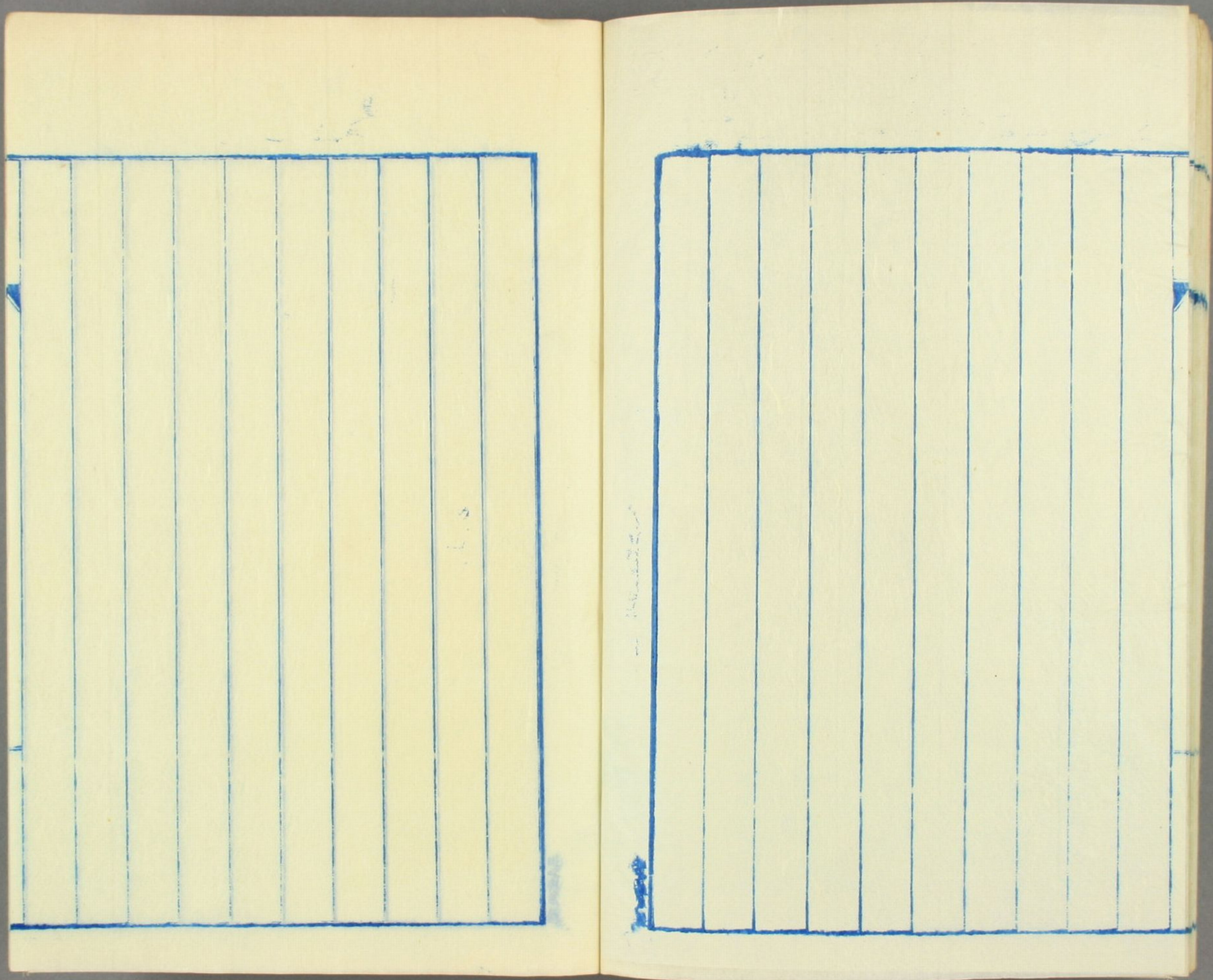
Race

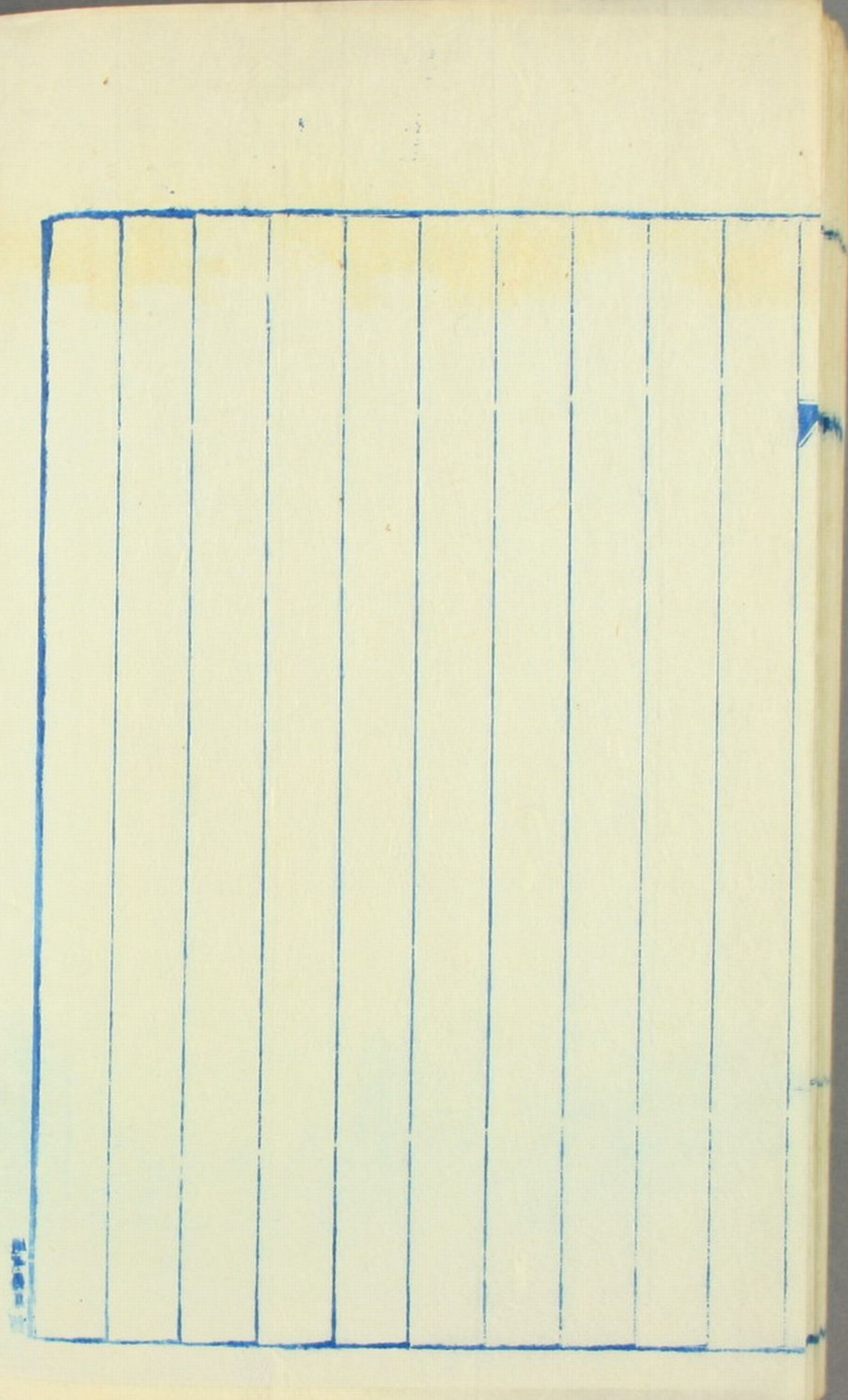
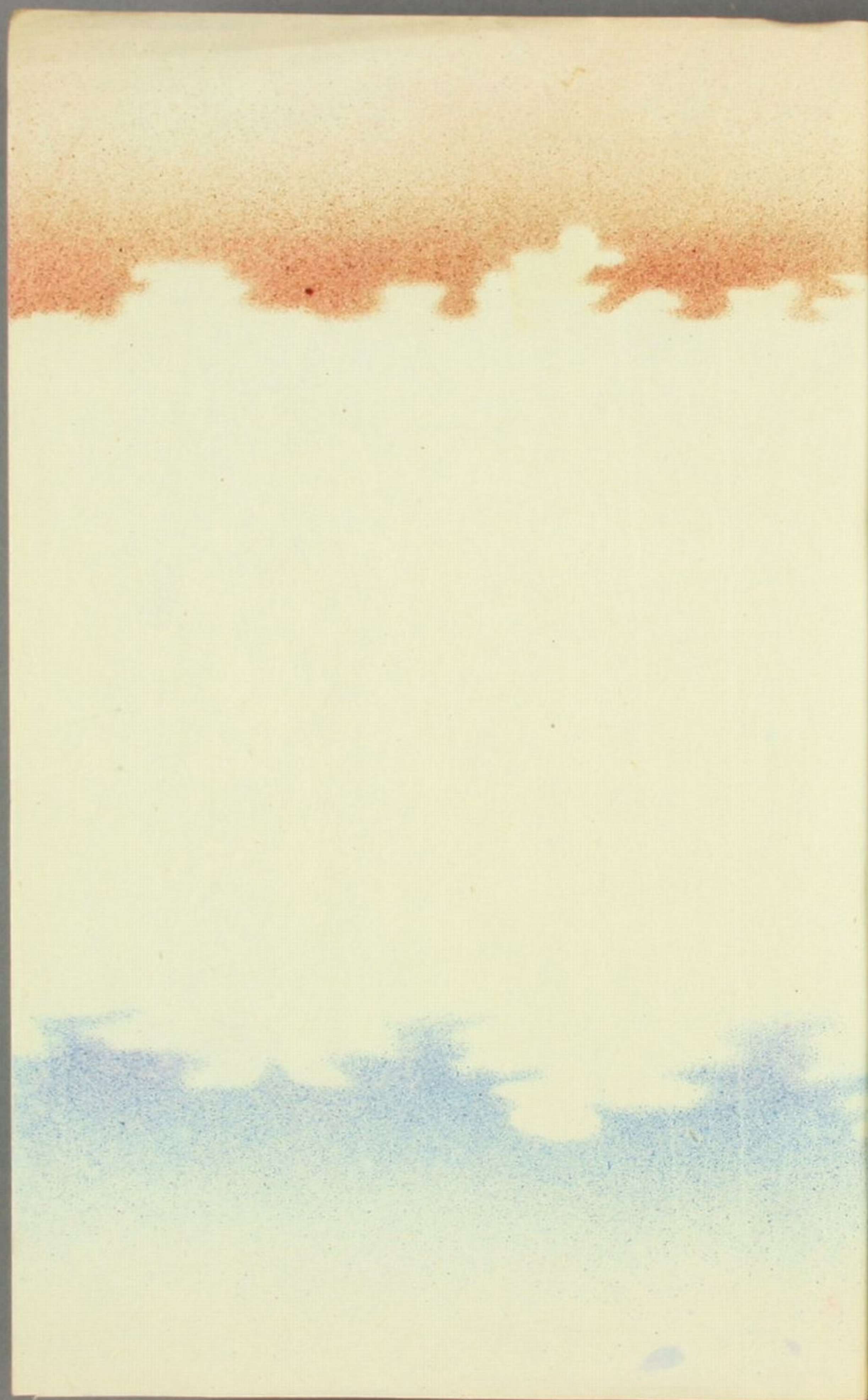
Cigarettes

治肺新説

附錄肺病全治實歴談
三錢切手封入込者ニ無代施本
東京下谷上根岸町金澤堂

富次郎





明治三十二年
第二月十一日起草
寸吉博閑人